

○玄海町補助金等交付規則

平成6年4月26日

規則第10号

改正 平成8年9月30日規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、補助金及び交付金等(以下「補助金等」という。)の交付に関する事務の取扱いについて、基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的とする。

(執行上の責務)

第2条 補助金等に係る予算の執行は、法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)及び予算で定めるところに従い、公正かつ効率的でなければならない。

(他の法令との関係)

第3条 補助金等に関しては、ほかに特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(交付申請)

第4条 補助金等の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助金等の交付の対象となる事業又は事務(以下「補助事業等」という。)について、別に町長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第5条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる。

(決定通知)

第6条 町長は、補助金等の交付を決定したときは、決定の内容及びこれに条件を付けた場合にはその条件を、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(計画変更の申請等)

第7条 補助金等の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者等」という。)が次の各号のいずれかに該当することになったときは、遅滞なく補助事業等計画変更申請書(様式第3号)に、第4条各号に掲げる書類の全部又は一部を添え町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難になったときは、遅滞なく町長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 町長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、補助金等交付取消・変更通知書(様式第4号)により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(関係書類の整備)

第8条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、その日から30日以内に次に掲げる事項を記載した実績報告書を町長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 決算書又は決算見込書

(3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金等の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、当該書類等の審査又は必要に応じ実地調査等を行い、補助金等の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第5号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の交付)

第11条 町長は、前条の規定により確定した額を補助事業者等の請求により交付するものとする。

(補助金等の概算払等)

第12条 町長は、前条の規定にかかわらず、補助事業者等から請求があった場合、又は当該補助事業等の性質上その事業の完了前若しくは年度当初又は途中で交付することが適当と認めるときは、一括又は分割して概算払をすることができる。

2 前項の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときは確定した額に対する不足額を交付し、交付した額が確定した額を超えているときは期限を定めてその超えた額を返還させなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者等は、補助事業等によって取得した土地、家屋、備品等の財産を町長の承認を受けないで補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、若しくは貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金等の返還等)

第14条 町長は、補助事業者等が補助事業等に関して、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等の交付決定の内容又はこれに付けた条件その他法令又はこの規則に基づく町長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した場合で、当該取消し部分に関し、既に補助金等を交付しているときは、期間を定めて返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第15条 町長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(平8規則7・追加)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

(平8規則7・旧第15条線下)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行日前になされた補助金等に関する申請及び決定等の手続は、この規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則(平成8年9月30日規則第7号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

補助金等交付申請書

年 月 日

玄海町長 様

申請者 住 所
名 称
代表者



玄海町補助金等交付規則の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象事業費
- 4 交付を受けようとする補助金等の額とその算出基礎
- 5 その他

様式第2号(第6条関係)

補助金等交付決定通知書

玄 第 号
年 月 日

様

玄海町長



年 月 日付けで交付申請のあった 年度 事業補助金については、次のとおり決定したので、玄海町補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び対象となる事業
- 3 補助対象事業費 円
- 4 補助金額 円
- 5 条件
- 6 補助金等は、事業完了後確定された金額を請求により交付します。
- 7 その他

様式第3号(第7条関係)

補助事業等計画変更申請書

年 月 日

玄海町長 様

申請者 住 所
名 称
代表者

㊟

年 月 日 第 号で補助金等交付決定通知のあった 年度
事業について、次のとおり計画変更したいので申請します。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更の理由
- 3 補助金等交付決定通知書添付
- 4 その他

様式第4号(第7条関係)

補助金等交付 取 消 更 通知書
変 更

玄 第 号
年 月 日

様

玄海町長

印

年 月 日付け玄 第 号で決定通知した 年度

事業補助金については、玄海町補助金等交付規則第7条の規定によ
り次のとおり 取消 変更 したので通知します。

記

- 1 補助金 円
- 2 取消 変更 の理由

様式第5号(第10条関係)

補助金等確定通知書

玄 第 号
年 月 日

様

玄海町長



年 月 日玄 第 号で通知した 年度 事業補助金に
ついては、玄海町補助金等交付規則第10条の規定によりその額を確定したので、通知しま
す。

記

1 補助金 円

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第10条関係)